

「市民」のみなさんと「行政」が協働で帯広のまちづくりを進めるためのルール

4月1日施行

# まちづくり基本条例

「参加・協働」と「情報共有」の二本柱

まちづくり基本条例の骨格

## 前文

### 第1章 総則

目的、定義  
条例の位置付け

### 第2章 権利及び責務

市民の権利・責務  
市長の責務

### 第3章 参加・協働

参加機会の充実  
協働の推進  
コミュニティ活動など

### 第4章 情報共有

情報提供  
情報公開  
説明責任

### 第5章 行政運営

総合計画  
財政運営  
行政手続など

### 第6章 国・道及び他の自治体との関係

国・道及び他の自治体との関係

### 第7章 条例の見直し

#### 第1章 条例の役割

まちづくり基本条例は、市民参加や協働を進めるためのもので、条例制定やまちづくりに関する計画の策定にあたり、最大限尊重しなければならぬ、規範としての役割を担うものです。

#### 第2章 育てる条例

基本条例の成果は、すぐに表れるものではありません。市民と行政が、条例の主旨を共有し育てていくことが大切です。条例には見直し規定を設け、社会情勢の変化に対応する検討を行います。

#### 第3章 まちづくりにおける「市民や市長の役割」

市民 まちづくりに参加する権利と、まちづくりの主人公として意識と責任を持つこと

とが求められます。

この条例では、協働のまちづくりの観点から市内に住んでいる人だけでなく、市内に通勤、通学している人や市内で市民活動や事業活動を行っている人や団体も含めていきます。

市長 帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、帯広・十勝の魅力や個性を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。

市職員 全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければなりません。

#### 第4章 まちづくりの柱「参加・協働」

参加機会の充実 市は、まちづくりに市民が参加する機会の充実に努めなければなりません。

ません。

協働の推進 市民と市は、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりを進めなければなりません。

コミュニティ活動 市民は、町内会やボランティアをはじめとするさまざまなコミュニティ活動をおして、互いに助け合い安心して暮らせる地域社会の実現に努めることが大切です。

パブリックコメント（市民意見提出）制度 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、案の内容等を公表し、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しなければなりません。

住民投票 市長は市政の重要な事項について必要に応じて住民投票を行うことができます。また市民は、法令に基づき住民投票条例の制定を請求することができます。

詳細 企画課  
市庁舎 3階、電話 24-4111  
内線 1114



河川清掃活動



地域の見守り活動

まちづくりには  
さまざまな活動があります

# 協働のまちづくり



## まちづくり基本条例 制定記念フォーラムを開きます

テーマは

「市民主体のまちづくりに向けて」

日時 2月24日(土)14:00 ~ 16:00

会場 とかちプラザ(西4南13)

詳細は企画課へお問い合わせください

### 第4章 まちづくりの柱 「情報の共有」

協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が情報を共有することが大切です。

**情報提供** 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報をわかりやすく提供しなければなりません。また、市民も必要な情報は自ら収集するよう努めることが必要です。

**情報公開** 市は、市民の知る権利を尊重し、情報の公開に努めなければなりません。

**説明責任** 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければなりません。

### 第5章 まちづくりに重要な 行政運営の基本項目

市の仕事の進め方のルールを定めています。

**総合計画** まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、総合計画を策定します。

**財政運営** 健全な財政運営に努めるとともに、財政状況をわかりやすく公表します。

**行政評価** 市は、行政評価を実施し、その結果を公表するとともに施策などへの反映に努めなければなりません。

**組織機構** 市の組織は、変化に対応したわかりやすく利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければなりません。

**出資団体等** 市は、出資団体等に対し、必要な指導、助言等ができます。

**危機管理** 市は、災害その他の緊急時に備え、関係機関等と連携協力し、総合的かつ機能的な体制の確立に努めなければなりません。

なりません。

**行政手続** 市は、行政手続に関して適切に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。

**個人情報保護** 市は、個人の権利利益を保護するため、市の保有する個人情報適正に取り扱わなければなりません。

## ？ ？ ？ どんな意味

### まちづくり

都市基盤や公共施設の整備などばかりではなく、福祉、環境、産業、教育、文化などのソフト面を含め、市民生活を支えるあらゆる分野における、より住み良い「まち」を創造するための取り組みを、幅広く「まちづくり」と表現しています。

### 協働(きょうどう)

市民と市または市民同士などが、それぞれの役割と責任に基づいて、互いに尊重しながら、協力し合うことをいいます。

### パブリックコメント制度(市民意見提出制度)

市民生活に大きな関わりのある計画の策定や条例の制定などについて、事前に案を公表し、広く市民から質問や意見を受け、その質問や意見に対する市の考え方や結果を公表する、市民の意見をまちづくりに活かす大切な制度です。